



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

職場紹介

平成 25 年 4 月より新たに開設された医療安全管理室と感染対策室についてご紹介いたします。

医療安全管理室

医療安全管理室のスタッフ

- ・ 医療安全管理室長（医療安全責任者）：瀧川 修吾
- ・ 医療安全管理課長（医療安全管理者）：吉川 江利子
- ・ 医薬品管理担当主査：林 昌広
- ・ 医療機器管理担当主査：首藤 晃
- ・ 医療安全管理課事務職員：伊藤 千尋



医療安全管理室の活動

医療安全活動の取り組みについて紹介します。

1. インシデント¹⁾レポート

当院に勤務する全職員は、ヒヤッとした、ハッとされた出来事に遭遇した、気づいた時に報告する“インシデントレポート”という制度を取り入れています。インシデントレポート報告をもとに、問題を調査し改善することで医療事故²⁾の防止に努めています。

- ¹⁾ インシデントとは、診療・ケアにおいて、本来あるべき姿から外れた事態、行為の発生を意味します。また、患者様・職員に障害が発生したもの、しなかったものを含みます。
- ²⁾ 医療事故（有害事象等）とは、医療にかかわる場所で医療の全過程において発生するすべての人身事故で、医療行為や管理上の過失の有無は問いません。合併症・偶発症、医薬品による副作用や医療材料・医療機器による不具合、不可抗力を含みます。

2. 安全管理マニュアル・手順改訂、院内巡回(院内ラウンド)

医療を安全に行うためには、それぞれの業務を統一し、標準化することが重要です。新人から経験者まで幅広い人材がおりますが、方法や手技は同じである必要があります。安全管理マニュアル・業務手順を整備し周知、指導を行っています。医療の進歩に伴い、これらが現状に即しているか、本当に守られているかを、いろいろな視点で見直すことが大切です。定期的に院内ラウンドを行い、インシデント報告についての確認や、安全に業務が行える環境であるかなどについて、直接職員の声を聞き、現場と連携を取りながら安全管理を行っています。



3. 医療安全研修

年2回全職員を対象とした医療安全研修を開催しています。また、医療安全に関する研修を適宜行い、技術・知識の習得を行っています。

4. 医療事故や疑問への対応

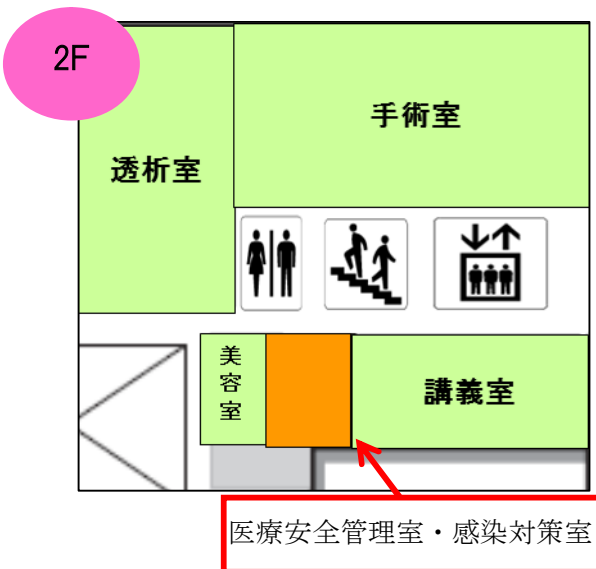
病院で医療事故が起きないように最善の努力を行っていますが、万が一の想定をしておかなければなりません。医療事故には至らなくても、医療内容に疑問を抱かれることもあるかもしれません。そのような時、まずご説明させていただくのは主治医ですが、病院としての対応が必要になる場合もあるかと思えます。事情を調べ、対応させていただくのも医療安全管理室の仕事です。



欠かせない患者様一人一人のご協力

医療安全管理室の活動の一部を紹介しましたが、**医療安全には、患者様一人一人のご協力が欠かせません。患者様、ご家族にも参加いただく医療安全を行っています。**下記のことについてご理解ご協力をお願いします。

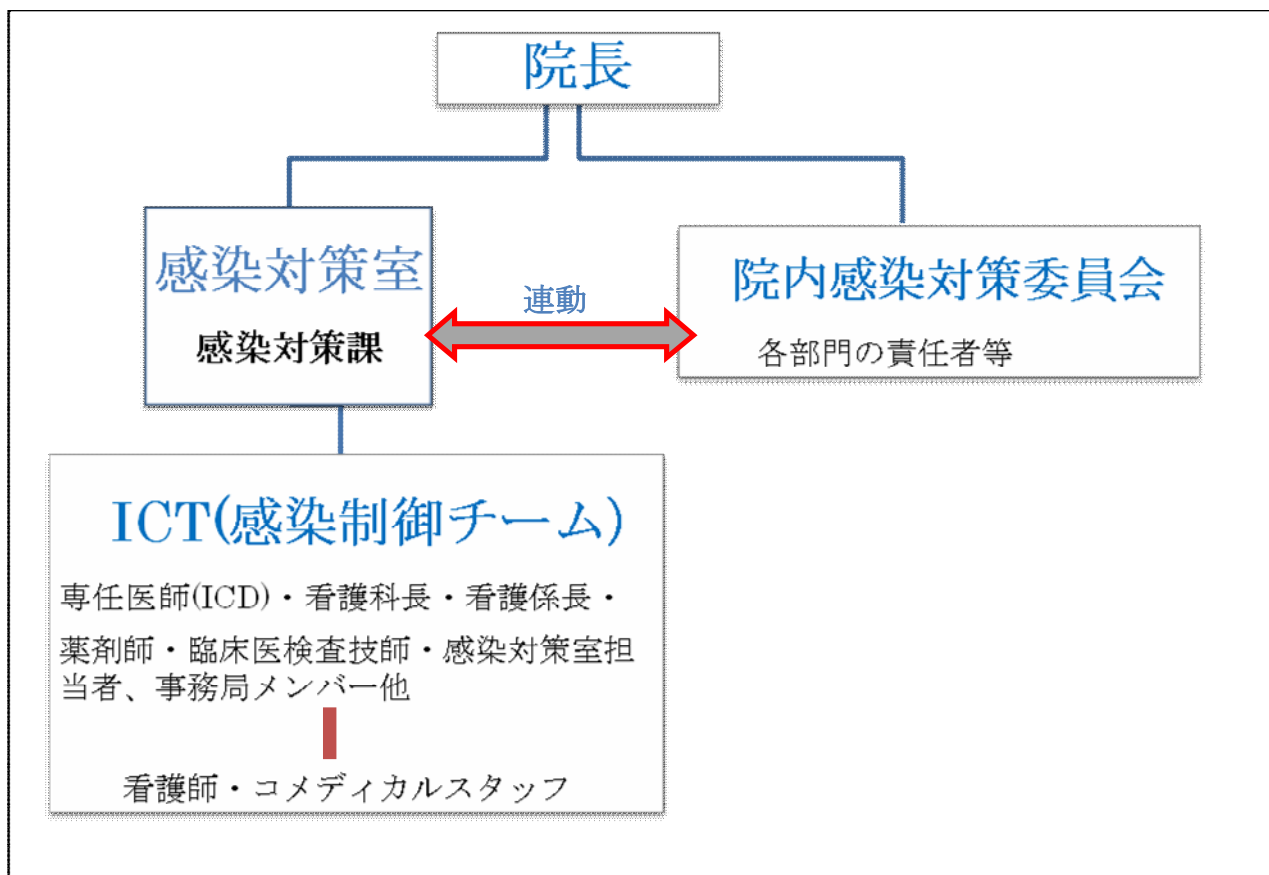
- ❖ 医療者と協力し、自らの医療に積極的な参加をお願いします。
- ❖ 患者様のご本人確認のため、外来では、名前と生年月日を言っていただいています。また、入院中はリストバンドによる確認をしています。
- ❖ 病気に夜症状や安静により、年齢などに関係なく、転倒しやすい状態になります。
- ❖ ふらつきや立ちくらみなどがある場合、歩行に不安があるときは、遠慮せず職員に申し出てください。
- ❖ 健康状態や体調の変化は、我慢せず速やかにお伝えください。
- ❖ 薬や食べ物などでアレルギーがある場合は必ずお知らせください。
- ❖ 他院でお薬が出ている場合は、検査、治療に影響することがありますのでお知らせください（お薬手帳をご持参ください）。
- ❖ 検査や治療などの医療行為は、十分な理解と合意のもとに受けてください。
- ❖ 納得できないこと、理解しづらいことは遠慮せず医療者にご質問ください。



感染対策室

市立千歳市民病院は、※院内感染対策指針にもとづき、感染防止活動に係る院長直属の組織横断的な部門として、平成 25 年 4 月に『感染対策室』を立ち上げました。職員は、室長（医師）1 名、感染対策課長（看護師）1 名で構成され、ICT（＝感染制御チーム）を組織して感染対策活動と、院内感染対策委員会に係る全般業務を担っています。

<感染管理組織連携図>



※「院内感染対策指針」は、市立千歳市民病院のホームページにも掲載されています。

「ICT＝感染制御チーム」の活動

●手指衛生の指導・・・

全職員に対し、手洗いと手指消毒手技の評価をして指導しています。

●院内感染症の発生状況の把握とサーベイランス

●アウトブレイク発生状況の調査と制圧対策の検討

●院内ラウンド（環境チェックと巡回指導）

●院内感染に関する職員教育・・・

新入職員研修、全職員対象の研修会（年2回）、部署別研修会など

●委託業者職員研修・・・

手指衛生・感染廃棄物の捨てかた・吐物の処理などの演習指導



【委託業者研修】



【新入職員研修】

●ICT ニュースの発行…年 4 回、最新のトピックス、院内感染の状況や感染対策の取り組みなどを掲載して、職員へ配布しています。

これからも、患者さんや病院利用者の方々にも広くご理解とご協力いただける感染防止活動をめざしていきますので、よろしくお願いいたします。



【ICTミーティング 風景】



(文責：感染対策課長 渡辺 幸子)

小児科でよく診るおなかの病気について



《ウイルス性胃腸炎》

ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスなどによる感染性の病気です。突然激しい嘔吐、次いで水様下痢を呈します。高熱が出る場合もあります。感染力は比較的強く、汚染された食物、手指を介して感染します。冬に流行する傾向があります。治療は補液、絶食、整腸剤内服などの対症療法です。感染予防のため、手洗い、便・吐物の処理をきちんとすることが大切です。

《細菌性腸炎》

サルモネラ、カンピロバクター、エルシニア、病原性大腸菌などの細菌による腸管感染症です。1日～数日の潜伏期間の後、腹痛、嘔吐、下痢、血便、発熱などの症状を呈します。生または加熱が不十分な汚染された食材から感染することが多いです。家畜やペットから感染することもあります。夏に多い傾向はありますが年中見られます。治療は主に対症療法ですが、症状が強い場合は抗生剤を使用することもあります。病原性大腸菌感染症によって溶血性尿毒症症候群という重症な病気を引き起こすことがあります。予防のため、生肉を調理した道具は熱湯消毒するか肉と野菜で別のものを用意する。焼肉をするときは生肉にはトングを使う。しっかり焼いてから食べる。生肉をいじった箸で食べない。などに気をつけましょう。

《便秘》

腹痛の原因として1年を通して認められます。時に嘔吐や食欲不振を認めます。毎日排便があっても食べた量と出る量のバランスによって便秘になっていることがあります。便秘薬のCMではありませんが、線維質の多い食事、水分、運動で改善することが多いです。それで効果がない場合は、下剤、浣腸を使用します。乳児で、おなかの張りが強い、哺乳量が減った、肛門刺激をしてもうまく出せないなどの場合は早めに病院を受診しましょう。

《腸重積》

1歳前後の乳幼児に多い、腸が腸の中にはまり込んで腸閉塞になる病気です。小腸が大腸にはまり込む場合が多いです。原因不明の突発性と呼ばれるものが大部分ですが、他の胃腸炎に続発することもあります。まれに再発することがあります。胆汁性（色の濃い）嘔吐、間欠的腹痛、血便が三大症状です。お尻から空気や液体を送り込んで腸を元に戻す処置をします。元に戻せない場合は手術をします。はまり込んだ腸は血液の流れが悪くなるため、発症から時間が経つと壊死を起こして腸を切除しなければならなくなることがあります。



《ヘノッホ・シェーンライン紫斑病》

全身の小血管に炎症が起き、紫斑（微小出血）をきたす病気です。感染症、薬剤、アレルギーなどがきっかけとなることがあります。紫斑、腹痛、嘔吐、血便、関節痛、血尿・蛋白尿などの症状を認めます。紫斑よりも腹部症状が先に現れることがあり、細菌性腸炎などと間違われる場合があります。症状が強い場合はステロイド剤の全身投与を行います。一般に数週間の経過で治癒する予後良好な病気とされていますが、時に重症な腎炎を呈する場合があります。

（文責：小児科 伊東 広臨）

～市民健康講座のお知らせ～

平成25年12月21日 循環器科 : 池田診療科長 「糖尿病について」

平成26年1月18日 栄養管理課 : 安永係長 「糖尿病と食事」

平成26年2月15日 脳神経外科 : 瀧川診療部長 「未定」



※ 日程や内容については変更することがありますので、広報ちとせでご確認いただくか、下記までお問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

市立千歳市民病院

地域医療連携課

24-3000（内線138）

お詫びと訂正

ふれあい44号のフットケア外来の紹介に誤表記がありました。

誤【糖尿病認定看護師】 ⇒ 正【糖尿病療養指導士】です。

編集後記

寒さもいよいよ本番となりましたが、寒さに弱い私はこの時期ヒートテックが手放せません。今年従来品の1.5倍の暖かさの物が登場したようです。

皆さんは寒さ対策どうされていますか？

空気も乾燥してきて、風邪やインフルエンザ等が流行る季節でもあります。外出後はうがい手洗いをし、ビタミン、ミネラル等を積極的にとるよう心掛け、感染予防に努めましょう。

3階東病棟 木村

患者様の権利と責任



当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

平成 22 年 4 月 1 日

市立千歳市民病院 院長

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。

患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。